

2016

Jan, Vol. 169

News Letter

— 目 次 —

Plaza-i フォームデザイナー紹介

Plaza-i で KPI を運用しませんか？

リモート デスクトップ ゲートウェイ (RD ゲートウェイ)

Plaza-i 運用例-請求時と異なる通貨で入金された場合の処理

Plaza-i 先日付の入力ロック機能

新しい消費税申告書に対応しました

最新の Plaza-i バージョン情報

消費税の軽減税率により導入が見込まれるインボイス制度

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

Bal

Plaza-i フォームデザイナー紹介

Plaza-i には、ご利用の画面や帳票のキャプションやフォント、既存帳票デザインの一部変更、汎用帳票の項目の位置や高さの指定などを行うための機能として、ユーザキャプションマスターがあります。

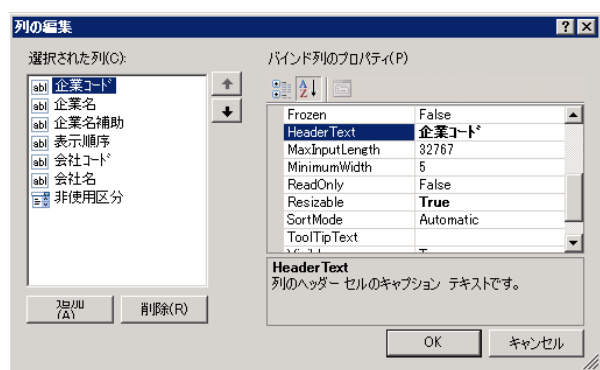
前述のような設定変更は、従来までこのユーザキャプションマスター画面から、変更したい項目を探し出して（ご不明な場合は弊社サポートにお問い合わせいただきながら）編集されていच्छやと思います。

Plaza-i バージョン 2.01.32 からは、まず、画面用のフォームデザイナー機能をご利用いただけるようになります。

（フォームデザイナー）



（グリッドの列の編集）



保存したユーザキャプションマスターの設定がデザイナー上に反映されますので、ほぼ実際の見た目を確認しながら、設定を進めることができます。

ビジュアルに表示することで、変更したい項目を探し出しやすく、また、デザイナー上での変更が即座にユーザキャプションマスターに反映されますので、設定に係る手間も軽減できると存じます。

さらに将来のバージョンでは、帳票用のレポートデザイナー機能も提供される予定ですので、

ぜひご利用いただければ幸いです。

Plaza-i で KPI を運用しませんか？

Plaza-i は各ユーザ様でカスタマイズを行った場合でも、共通のバージョンアップにより新機能をご利用いただける、また導入後（初期にカスタマイズを行っていても）、5年、10年と経過したのちでも追加のカスタマイズが行えるという大きな特徴があります。

またニュースレターでも Plaza-i の新機能をいくつかご紹介させていただいておりますように、Plaza-i は日々、機能追加を行っております。ぜひ私たちが作成した機能をより多くのユーザ様にご活用いただきたと願っております。

その中でも今回は Plaza-i の機能として KPI を定義し、定期的に計測していく機能をご紹介します。

KPI をどのように運用しますか？

KPI は売上や受注金額であったり件数や活動時間であったりと様々で業種が違えば全く異なる指標となることもあるでしょう、たとえ同じ会社であっても部署が異なれば違ってくることもあるでしょう、たとえば同じ営業部門であっても取り扱い製品が異なればキーとなる指標も違うということもあるでしょう。

また KPI が受注金額だけというように 1 つであれば比較的簡単に計測することができますが、受注金額と活動時間や訪問件数のように異なる複数の KPI を設定している場合には計測し確認するのに手間がかかってしまいます。

KPI の数が比較的少なく、かつ計測の頻度も少ないような場合には人間がデータを取得、加工することで対応することもできますが、自動化されていない場合には手間がかかるというだけではなく、間違いが起こるリスクがあるため、特別な場合を除けば多くの方がいわゆる BI システムを利用して KPI を運用することを考えられると思います。

その際、データを収集する ERP 等のシステムが 1 つに集約されている場合でも情報を活用する BI システムと違う場合には、異なるシステムをつなぐ仕組みが必要になります、特に KPI のように状況に応じて変化する可能性が高い場合には初めにシステム間の連携プログラムを作

成するだけではなく、継続的に変更していけることが非常に重要になります。（もちろん異なるシステムをつなぐことは両方のシステムに精通している必要があるので、それだけでも大変なことではあります）

また当然のことではありますが、KPI は現状を認識し、問題点を明らかにし、対策を行い、効果を確認する、また場合によっては問題が解消した場合に次の KPI を設定するといったサイクルを実施することが大切ですので、単に計測する仕組みを作成しただけではほとんど意味がありません。

人間が問題解決のために仮説を立て、どのような KPI を設定すべきか、その計測結果からどのような対策を実施すべきかを考えることに集中するためにシステムが価値を発揮するには自動的に KPI の計測結果を取得することと同じく、必要な情報を必要な人に届ける仕組みも重要になります。

Plaza-i での KPI 運用

特徴としては Plaza-i は会計データだけではなく受注や発注データ、また業務日報等を利用して担当者タスク別の活動時間や営業案件管理から顧客への訪問回数等といった幅広い業務をカバーしているパッケージの一部として、データの蓄積および活用のどちらも弊社が開発、ご提供させていただいているため、最適なお提案ができます。

また Plaza-i で登録していないデータを利用したいという場合にも Plaza-i 以外のデータを登録、または時間指定等による自動連携の仕組みも提供しております。

前述のように KPI 運用には計測および確認の容易さが重要ではありますが、Plaza-i ではあらかじめ定義した複数の KPI の組み合わせを同時に取得することが可能です。

また大量のデータから様々なジャンルの KPI を計測するには非常に時間がかかる場合もあるため、毎晩等、時間を指定し、計測結果を自動で蓄積していくことも可能です。

次に確認方法ですが、Plaza-i の通常メニューのように、メニューを開いて KPI のセットを確認することもできますが、確実に結果を確認してもらうために、ユーザ別に確認すべき KPI のセットを指定し、Plaza-i のログイン後に必ずその計測結果が表示されるように設定することができるようになりました。（マイメニューの

先頭に表示されます。）

必ず確認する基幹システムのログイン時に自動計測済みの KPI が必ず表示されることで、システム化の価値を高めます。

Plaza-i をより一層ご活用ください

今回は KPI を Plaza-i で計測する例を記載させていただきました。

もちろん KPI に興味がある方は弊社担当までお問い合わせいただきたいですが、この機能だけではなく、すでに記載いたしましたが、多くの機能が追加され、それらの機能を稼働後、何年も経過したのちでもご活用いただけるのが Plaza-i をご利用いただくメリットの 1 つであり特徴だと思います。

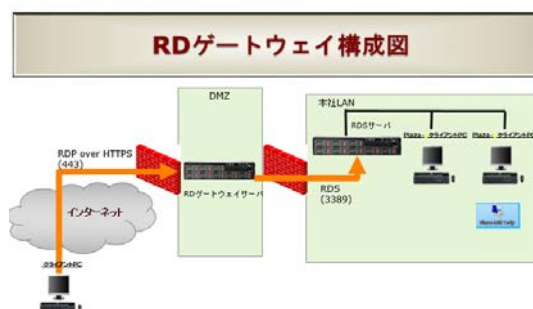
なにか改善したい点がある方や、しばらく運用を変えていないが、新しい機能を活用できないかという方は是非、弊社担当者までご連絡ください。

弊社といたしましてもご連絡をお待ちするだけでなく、各ユーザ様がより一層 Plaza-i をご活用いただけるよう、新機能を中心にご提案させていただきますと考えております。

リモート デスクトップ ゲートウェイ

(RD ゲートウェイ)

リモート デスクトップ ゲートウェイ (RD ゲートウェイ) サーバはゲートウェイの一種で、インターネット接続が可能なコンピュータから企業ネットワーク上のリモート デスクトップサーバ等に接続できるように中継する仕組みです。



リモート デスクトップ接続は、リモート デスクトップ接続に使用されるポート 3389 を解放することはセキュリティリスクとなるため、通常はファイアウォールやルータでブロックす

る設定がなされている場合が多く、暗号化の仕組みとしてもインターネットを経由して接続を行う場合は万全とは言えない為、外部からのアクセスを行う上で利用できないケースが一般的でした。

しかし RD ゲートウェイは、セキュリティ保護の為、RDP over HTTPS を利用した暗号化した接続が使用されます（ポート 443）。HPPTS はセキュリティで保護された HTTP 通信であるため、一般的には HTTPS のポートが解放されているケースが多く、リモートソフト導入や拠点間通信 (VPN) の導入をすることなく、外出先や自宅等から企業ネットワークへのリモート デスクトップ接続が可能になります。

ポリシーや設定などで、ドライブの割り当てやコピーアンドペーストを無効にするなどの設定を行えば、情報漏えいさせることなく、情報の閲覧・入力をするなどの運用も可能です。

RD ゲートウェイを利用するためには、最低でも RD ゲートウェイサーバ、Active Directory (AD サーバ)、RDS サーバの 3 台のサーバが必要となります。

弊社では RD ゲートウェイの仕組みを導入し、営業担当や災害時における在宅勤務を可能な仕組みを導入しております。

仮想化技術を利用する事により、RD ゲートウェイサーバ構築に必要なサーバ群の集約も可能であると考えます。

社外からのリモートアクセスの仕組みをご検討のユーザ様におかれましては弊社よりご提案も含めた形でご相談も承れますので、[弊社 HP](#) もしくは技術サポート部(内線：73)までお気軽にお問い合わせ頂ければと存じます。

Plaza-i 運用例-請求時と異なる通貨 で入金された場合の処理

はじめに

商品を輸出して、海外の顧客へ販売するビジネスを行っている場合、アメリカドルやユーロなど通常は顧客と取り決めた通貨で請求し、入金してもらいます。それであれば、Plaza-i 基本機能で外貨通貨の請求、及び請求と同じ外貨通貨での入金処理が可能ですので、特に問題となりません。

今回は更に、輸出をメインとし海外の多くの国を相手にビジネスを展開しており、為替変動のリスクや口座の管理面などを考慮して、請求、及び入金の通貨を 1 つの通貨(例えば円)に決めて、取引することとしたとします。そのとき、一部の国の顧客は、自国の銀行で円通貨の扱いがなく、やむを得ず、アメリカドルで入金した・・・という場合を考えてみたいと思います。

本項では、上記のような請求時と異なる通貨で入金された場合の処理についてご紹介させていただきます。

セットアップ

「通貨振替」という入金方法を 1 つ登録します。この入金方法の勘定科目は、通常の現預金勘定と区別し、資産の部で債権相殺勘定を設け、その勘定科目を設定します。決済方法区分は「その他」にします。

請求

インボイス(請求書)は、取引の条件に従い、円金額で請求します。本例ではリピートの顧客を想定し、円以外の通貨で入金してくる顧客は概ね把握していたとして、アメリカドルで入金される場合に備え（後で会計上、為替差損益を計上しなければならないため）、計上時レートと参考アメリカドル価格をメモしておきます。

売掛金／売上 ￥3,400

(計上時レート 103.03、参考ドル金額 \$33)

入金伝票① - 請求時の通貨(円)を一旦消込する

売上は円計上ですので、入金のあった日に入金伝票を円の通貨で入力して、円の売掛金を一旦消込処理します。その際、上記セットアップで登録した「通貨振替」の入金方法を使用します。円の消込につき、この段階では為替差損益は発生しません。

この入金伝票より、次の仕訳伝票を生成します。

債権相殺／売掛金 ￥3,400

入金伝票② - 売掛金の通貨をアメリカドルへ振替える

次に、円の売掛金からアメリカドルの売掛金へ振替るために入金伝票を同日付けで入力します。通貨は、入金された通貨（アメリカドル）で入力します。換算レートは、計上時レート（103.03）で入力します。入金方法は、「通貨振替」を使用し、上記入金伝票①の債権相殺勘定を相殺します。取引金額は、実際入金されたアメリカドル金額にマイナスを付けて、マイナス 33 ドルと入力します。

消込明細は、手入力で登録します。通貨振替と判る消込コード「T01」などとしします。取引金額は、入金明細タブと同じマイナス金額で入力します。売掛金区分は、「仮受金」を選択します。この入金伝票より、次の仕訳伝票を生成します。

債権相殺／仮受金 －\$33（－¥3,400）

入金伝票③ - 入金された通貨（アメリカドル）の入金、消込処理を行う

最後に入金された通貨（アメリカドル）での入金、及び上記入金伝票②により作成された売掛金データを同日付で消込処理します。換算レートは、入金時レート（110.00）で入力します。入金方法は、アメリカドル用の現預金の入金方法を入力します。取引金額は、実際入金されたアメリカドル金額で入力します。

消込明細は、上記入金伝票②の、通貨を振替える為の入金伝票で作成されたアメリカドルの売掛金を右上窓から選択し、消込します。

現預金 \$33 ¥3,630／仮受金 \$33 ¥3,400
実現為替差益 ¥230

本例のポイントは、上記入金伝票②で、外貨通貨への振替えと称し、外貨通貨でマイナス金額の入金伝票を入力することにより、外貨の売掛金データを発生させる点です。

おわりに

上記入金伝票②、及び同③を使わずに、入金伝票①の入金方法を「仮受金」にして、その仮受金（借方）を GLS 仕訳入力で、預金に振替える方法も考えられますが、今回は、内部統制、職務権限などの関係もあり、ARS 債権管理で処理する方法をご紹介させて頂きました。

本運用例の利用をご検討のユーザ様は、弊社コンサルタントもしくは営業(内線：81)にお問い合わせください。

Plaza-i 先日付の入力ロック機能

はじめに

Plaza-i で日付を入力する場合、例えば「1/10」のように年/月を入力すれば、システムは自動で「2016/01/10」と変換します。

この変換は普段、無意識に利用されていると思いますが、新年 1 月に前年「2015 年 12 月」の伝票を処理しようとして、うっかり「2016 年 12 月」の日付を入力してしまったというご経験はないでしょうか？

入金伝票や仕訳伝票等々、気付かずにそのまま処理してしまうと、前年 12 月の処理のつもりが今年の 12 月（1 年後！）の処理となってしまう、後から訂正するのはあれこれ手間がかかります。

このような先日付の入力ミスを一度設定するだけで簡単にロックできる「先日付・入力期間制御」機能が Plaza-i バージョン V2.01.33 で追加されましたのでご紹介させて頂きます。

「先日付・入力期間制御」機能

マスターを一度設定するだけで、特定メニューの先日付期間、先会計期間への入力をロックすることができます。

メニュー別に入力可能な日数(休日を加味した営業日数での指定も可能)と、日数を超えた場合の処理方法（警告を表示するかエラーとするか）を設定します。例えば、仕訳伝票入力メニューについては 1 日後の日付まで入力可能、のような設定をすれば、仕訳伝票入力については常にその制御が有効になります（先日付期間の入力制限）。

この機能を利用して、仕訳伝票入力では 1 日後の日付まで入力可能と設定しておけば、うっかり 1 年後の日付で入力してしまうことはありません。

また、受注伝票入力の画面では会計期間が変わるような日付の入力を行った場合に警告を出すという設定もできます（先会計期間への入力制限）。

仕訳伝票入力での設定例

仕訳伝票入力については 1 営業日後の日付まで入力可能という制御を行う場合の設定例で

す。

まず、「仕訳伝票入力」を入力期間制御の対象メニューとして指定します。**USR** セキュリティーユーザメニューマスターで「仕訳伝票入力」メニューの「入力可能期間チェック区分」をチェックしてください。

次に、1 営業日後の日付まで入力可能という設定を行います。**USR** 入力期間制御マスターで入力制御単位を「日付別に制御する」、入力可能日数を「1」と設定します。

一度設定するだけで、仕訳入力で常にこのチェックがかかります。

Plaza-i での入力期間制御

Plaza-i には元々、特定のメニューの入力・操作・実行可能期間を日付、時間レベルで限定する機能があります。

例えば、2016 年 1 月の仕訳は 2015/12/28 から翌月第 2 営業日の 2016/02/02 の間だけ入力可能とする、2016 年 1 月の債務取引伝票に関する債務計上承認は、2016/01/04 から 2016/02/03 までの間に実行可能とするなどの制限を行うことができます。

ただ、このような柔軟な設定が可能な一方で、この入力期間の設定を毎月行う必要がありました。

新たに追加された「先日付・入力期間制御」機能では、単純に先日付をどこまで入力可能とするかを設定しますので、一度設定を行うだけで毎月マスターをメンテナンスする必要はありません。

おわりに

対応メニューの一覧や機能の詳細はユーザーズガイド **USR** 締め処理（章）、入力期間制御マスター（節）をご参照ください。

ご不明な点があれば弊社サポート担当(内線：72)までお問い合わせください。

バージョンアップをご希望の場合は、担当者または **Plaza-i** サポート(内線：72)までご連絡下さい。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 28 年 1 月 15 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.33.04

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.33

なお、**Plaza-i** 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

新しい消費税申告書に対応しました

Ver.2.01.33 の **Plaza-i** 一般会計で、マイナンバー欄が追加された平成 27 年 10 月以降終了課税期間分の消費税申告書と別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」に対応しました。

消費税の軽減税率により導入が

見込まれるインボイス制度

1. はじめに

平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定された「平成 28 年度税制改正の大綱」において、消費税が 10%に引き上げられ、平成 29 年 4 月 1 日から軽減税率制度が導入されることが示唆されました。また、それに伴い適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が平成 33 年 4 月 1 日から導入されることが見込まれています。

今回はこのニュースなどで話題になることの多いインボイス制度の概要をご紹介しますと思います。

2. インボイス制度とは

インボイスとは、消費税の税率や税額の記載が義務づけられた請求書等を言い、これを基に消費税の計算を行うためインボイス制度と呼ばれます。（現行制度は税額の記載は任意）

簡略化すると消費税の納税額の計算は次のようになります。

$$\text{納税額} = \text{売上税額} - \text{仕入税額}$$

この仕入税額を売上税額から控除するための要件として、これまでは帳簿及び請求書等の保存が要件となっていました。インボイス方式においては基本的にはインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

税率が単一の場合には請求書等に税率・税額が記載されていなくても仕入税額の計算に支障はありませんが、税率が多数存在する場合には、税率・税額の記載がないと仕入税額の計算が正しく行なわれない可能性があります。そのため、軽減税率導入に際してインボイス制度が採用されたものと考えられます。

3. 現在の日本とイギリス（軽減税率導入国）との比較

	日 本	イ ギ リ ス
仕 入 税額控 除	・帳簿と請求書等の保存が要件 ・「税込み価額×8/108」で計算した税額を控除	・インボイス保存が要件 ・インボイス記載の税額を控除
インボ イスの 発行 資格・ 義務者	請求書等の発行者に制限なし	登録事業者（登録番号が付与される） ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可
記載 事項	①年月日 ②売上側の氏名・名称 ③仕入側の氏名・名称 ④売上の内容 ⑤税込み対価 ※税額の記載は任意	①年月日 ②登録番号 ③売上側の住所・氏名 ④発行番号 ⑤顧客の住所・氏名 ⑥売上の内容 ⑦税抜き対価 ⑧適用税率・税額

※財務省 HP を一部加工

なお、フランスやドイツなどにおけるインボイス制度もイギリスとおおむね同様となります。

4. インボイス制度の特性

（1）免税事業者からの仕入れは仕入税額控除が出来ない

消費税の免税事業者は登録が出来ず、インボイスを発行出来ません。そのため免税事業者から商品などを仕入れた場合には仕入税額控除が出来ないこととなります。それにより、免税事業者との取引が少なくなるという可能性が考えられます。

このことから、日本ではインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入後、一定期間は免税事業者からの仕入れについても一定額は仕入税額控除を認める経過措置が講ぜられる見込みです。

(2) 相互チェック機能

インボイス制度では、相手方が納税を怠っていないかどうか相互にチェックする効果があります。

5. 日本で導入が見込まれるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

①登録を受けた事業者から交付を受けた「適格請求書」（以下、インボイスという）の保存を仕入税額控除の要件とする。

②インボイス発行事業者登録制度を創設する。

③インボイス発行事業者にはインボイスの交付義務を課す。

④インボイスの交付が困難な一定の取引については、交付義務が免除され、仕入税額控除が帳簿の保存を要件として認められる。

⑤その他所要の措置が講ぜられる。

6. おわりに

およそ 5 年後にインボイス制度が導入された場合、請求書等の発行システムの改修等が必要になることが想定され、その点においても注意を要します。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の

特例の創設

平成 27 年末に平成 28 年度税制改正大綱が公表されました。近年、日本でも問題になりつつある空き家の解消を促進する制度が創設されました。親から実家を相続しても、なかなか手放すことができずに、そのまま空き家となってしまうケースも少なくありません。周辺地域の生活環境のためにも放置していると不適切である空き家問題を解消するため、一定の要件を満たす場合には、空き家及びその敷地を譲渡した場合の譲渡益から 3,000 万円を控除することが出来ることとされました。今回は、その新しく創設された「空き家に係る譲渡所得の特別控除」について解説します。

I 制度の概要

相続した被相続人の居住用不動産を譲渡し、下記 II の要件を満たす場合、居住用財産の 3000 万円特別控除が適用できることとされました。

II 適用要件

以下の要件のすべてを満たす譲渡がこの特例の適用を受けることができます。

- ① 相続時から相続開始後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に譲渡していること。
- ② 被相続人の居住の用に供されていた家屋で相続開始の直前において被相続人以外に居住していた者がいないこと。
- ③ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であること。
- ④ 譲渡対価が 1 億円を超えないこと。
- ⑤ 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件を満たす譲渡であること。
 - A) 被相続人の居住用家屋(次のイ及びロの要件を満たすものに限ります。)の譲渡又は被相続人の居住用家屋および土地を譲渡した場合
 - イ) 相続時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供されたことがないこと。

ロ) 譲渡時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合していること。

- B) 被相続人の居住用家屋(次のイの要件を満たすものに限ります。)を除去した後にその敷地の用に供されていた土地(次のロの要件を満たすものに限ります。)を譲渡した場合
- イ) 相続時から当該除去の時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供されたことがないこと。
- ロ) 相続時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付の用、居住の用に供されたことがないこと。

手続き

この特例を受けるためには、確定申告書に地方公共団体の長等の、当該被相続人居住用家屋及び当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等が一定の要件を満たすことの確認をした旨を証する書類その他の書類の添付がある場合に適用されます。

適用期限

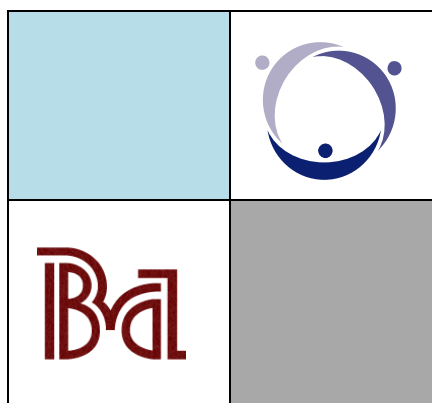
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの譲渡につき、この特例の適用があります。

他の規定との関連

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用とするほか、居住用財産の買い替え等の特例との重複適用その他所要の措置が講じられます。

注意点

相続により生じた空き家であり、旧耐震基準しか満たしていないものに関しては、相続人が必要な耐震改修や除却を行ったうえで家屋又は敷地を譲渡する必要があります。また、賃貸してしまった場合や、相続発生後にその空き家に誰かが住んでしまった場合には、この特例は適用されませんのでご注意ください。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>